

「高額かつ長期」についての御案内

月ごとの医療費が下記の基準を満たしている場合、月額自己負担上限額が軽減されます。

注 階層区分が「一般所得」「一般所得」「上位所得」の方が対象です。

高額かつ長期の該当の基準

高額かつ長期の申請を行う月から過去12か月間(注:支給認定以降に限る)に、指定難病にかかった医療費の総額(10割分)が50,000円を超える月が6か月以上あること。

医療費の総額(10割分)とは、自己負担額ではありません。
 (保険点数×10円が医療費の総額となります。)
 算定の対象となるのは、指定難病にかかる医療費のみです。
 入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。

(例)平成30年7月から受給していて、令和元年6月に、高額かつ長期として申請を行う場合
 ○...50,000円を超えている ×...50,000円を超えていない

受診年月	平成30年						平成31年				令和元年	
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
金額	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	

平成30年7月～令和元年6月の12か月間に、50,000円を超える月が6か月以上ある必要があります。

申請方法

特定医療費の記載された「自己負担上限額管理票」の原本とコピーまたは、医療機関にて記載された「特定医療費(指定難病)証明書(様式第10号)」を提出してください。

申請は、管轄の保健福祉事務所にお願いします。

様式第10号は各保健福祉事務所に備え付けています。県ホームページからも取得できます。

【佐賀県HP】 【健康福祉】 【医療】 【難病対策】

階層区分	基準	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護		0	0	0
低所得	市町村民税 本人年収80万円以下	2,500	2,500	1,000
低所得	市町村民税 本人年収80万円を超える	5,000	5,000	
一般所得	市町村民税 約7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 約25.1万円以上	30,000	20,000	